

令和 7 年度組織改正（令和 7 年 4 月 1 日からの組織改正）

「危機管理部」の設置について

行政需要に対応し、効果的かつ効率的な組織体制となるよう見直す観点から、次のとおり所要の改正を行います。なお、これ以外の令和 7 年度組織改正につきましては、後日別途説明を行います。

- ① 改正内容の施行期日 令和 7 年 4 月 1 日
- ② 関連する条例等の改正 上記の組織改正に伴い、「延岡市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例」等を改正します（令和 7 年 4 月 1 日施行）。
※ 上記組織改正に伴う「延岡市長の内部組織の設置及び分掌事務に関する条例」の改正を 1 月臨時議会に提案します。

災害対応力の強化を図るための組織改正《総務部》

- 「危機管理部」を新設する。
 - 「危機管理部」に「危機管理企画課」「災害支援課」「防災施設整備室」を新設する。
 - 「危機管理企画課」に「企画調整係」「災害対策係」を新設する。
 - 「災害支援課」に「防災推進係」「避難支援係」を新設する。
 - 「（総務部）危機管理課」を廃止する。
- ※ 「危機管理部」を新設し、「（総務部）危機管理課」の事務を「危機管理企画課」「災害支援課」「防災施設整備室」に再編する。

南海トラフ巨大地震や気候変動に伴い激甚化する自然災害なども見据えた更なる災害対応力の強化と、危機管理に関し現在複数の部・課にまたがっている業務をできる限り一元的にまとめ総合調整力の強化を図るため、「危機管理部」を新設します。

複雑・多様化する防災・減災の課題に対応できるように防災に関する政策立案や総合調整機能の強化、また発災時における市の災害対策本部の指揮命令、対策立案の中心となるため、「危機管理部」に「危機管理企画課」を新設し、「危機管理企画課」に「企画調整係」「災害対策係」を新設します。

「危機管理企画課」では、平常時は危機管理に関する全体的な企画立案業務や庁内外との総合調整、施設・設備の管理、災害対策本部運営に関する事前準備、災害・危機管理に関する関係機関との連携強化、防災に関する各種計画の策定などを行います。また、災害時は災害対策本部の指揮調整など司令塔としての役割を担うとともに、発災後は災害対策に関する予算調整や災害救助法に関する事務等に加えて、大規模災害の場合は復興対策本部の運営を行います。

発災後の情報収集、発信の強化を図ることと共に、各地区での訓練、物資・資材の備蓄、また要配慮者の保護、さらに相互応援の円滑な実施、民間団体等との協力確保のために「危機管理部」に「災害支援課」を新設し、「災害支援課」に「防災推進係」「避難支援係」を新設します。

「災害支援課」では、平常時は災害に備えるための各種訓練や地域の支援、備蓄品の配備・管理、デジタル技術を用いた防災力の強化、避難所の準備・調整、災害応援協定者との連携強化、発災に備えた支援事業者・団体、各地区、災害ボランティア団体との準備・連携強化、自力での避難が困難な要支援者の個別避難計画の策定支援などを行います。また、災害時は災害対策本部の運営を担うとともに、発災後は、安心・安全な避難所の運営、被災者台帳・り災証明書に関すること、被害情報などの情報収集窓口や災害ボランティアとの連携による災害ボランティア支援センターの運営などを行います。

さらに避難タワーなど防災施設や様々な設備の整備、防災アプリや防災ラジオ等の災害情報伝達システム整備のため、「危機管理部」に「防災施設整備室」を新設します。

「防災施設整備室」では、平常時は危機管理に関する施設・設備の整備を行い、災害時及び発災後は「危機管理企画課」と同様の事務を行います。

新体制	現在の体制
《危機管理部》 危機管理企画課 企画調整係 災害対策係 災害支援課 防災推進係 避難支援係 防災施設整備室 ※ 総務部危機管理課は廃止する。	《総務部》 危機管理課 企画・整備係 地域支援係